

相模原市「まち・ひと・しごと創生寄附金」返礼品提供事業者募集要領

1 目的

相模原市では、「まち・ひと・しごと創生寄附金」制度における「地方創生さがみはら地域活性化応援コース」の寄附者に対して、寄附を契機として本市の魅力を市外に発信することを目的に寄附者に贈呈する返礼品(物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの)を提供する法人、団体又は個人事業者(以下「返礼品提供事業者」という。)を募集する。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 原則として、本社、事業所、支店、販売店、事務所、生産場所(原材料の栽培圃場を含む)等が市内に存する法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 事業者が個人である場合にあっては、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等と認められないこと。
- (4) 事業者が法人等である場合にあっては、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (5) 事業者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと又は事業者の支店若しくは営業所の代表者が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (6) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、本市の委託事業者が提供する寄附管理システムを利用した返礼品の受注管理が可能であること。
- (7) 寄附者から返礼品に係る苦情があった際、誠意ある対応を行うことが可能であること。
- (8) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (9) 本市が求める場合に、返礼品の商品価格等の妥当性を示す資料を提出できること。

(10) 返礼品として応募する商品の製造者以外が応募者となる場合は、事前に製造者の同意を得ていること。

3 返礼品の要件

(1) 返礼品は、相模原市の魅力を発信し、本市の産業振興、地域の活性化につながる要素を持つもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 物品

ア 平成31年総務省告示第179号第5条第1号から第6号のいずれかに該当するもの。

イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものを除く。

ウ 飲食物にあっては、寄附者に到着後5日以上の賞味期限が確保できること。

② 役務(施設利用券・イベント体験券等)

ア 平成31年総務省告示第179号第5条第7号から第7号の3に該当するもの。

イ 役務に係る「利用券」(電子クーポン可)を寄附者に必ず発行し、「利用券」(電子クーポン可)には有効期限を設定する。

ウ 原則、有効期限が発行日から6ヶ月以上であること。(期間限定のものを除く)

(2) 上記にかかわらず、次のいずれかに該当するものは除く。

① 公序良俗に反するもの。

② 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるもの

③ 科学的根拠のない効果、効能を謳うもの。

④ 個人の趣味、特技により私的に生産されたもので、業として生産していないもの。

4 返礼品の価格及び寄附金額の設定

(1) 返礼品の価格(以下「返礼品代」という。)は、商品の本体価格、梱包費用、消費税を含めたものとする。送料は含まない。

- (2) 設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品代に含めるものとする。
なお、設置等の手続は返礼品提供事業者が行うものとする。
- (3) 寄附金額は、返礼品代が寄附金額の10分の3以下になるよう、本市が1,000円単位で設定する。(寄附金額の最低額は5,000円)

5 費用負担

- (1) 原則として返礼品代及び送料については本市が負担する。(返礼品のサイズ、性質等によっては、返礼品提供事業者に一時的に送料の立替払いが生じる場合がある)
- (2) 本市が指定する返礼品配送システム(SCMサービス)を利用しない返礼品提供事業者については、返礼品発送時に返礼品提供事業者が一時的に送料の立替払いを行い、後日、返礼品代と送料補償(別表参照)を本市から返礼品提供事業者を支払うものとする。
- (3) 返礼品の出荷実績に基づき、委託事業者から返礼品提供事業者へ返礼品代を支払う際の金融機関振込手数料は、返礼品提供事業者の負担とする。
(返礼品1件毎ではなく、1か月分の返礼品代の合計額に対し、1回分の振込手数料)
- (4) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合に係る費用は返礼品提供事業者の負担とする。
ただし、商品の品質低下等の原因が、配送業者の責に帰すものである場合を除く。
- (5) 代替品等による補償など苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

6 返礼品提供事業者の特典等

- (1) 本市が契約するふるさと納税ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載することができ、全国へ商品と提供事業者のPRができる。
- (2) ポータルサイトの利用料、決済手数料の負担はない。
- (3) 本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合がある。

(4) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができる。

7 応募方法

(1) 応募期間 随時受付とする。ただし、本市の判断で停止することがある。この場合、市ホームページにて告知する。

(2) 応募件数 1回あたりの応募件数の上限はなし。

(3) 提出書類

① 相模原市ふるさと納税における返礼品提供に関する誓約書(様式1)

※初回の応募時のみ提出

② 返礼品の画像データ

③ その他本市が指定する書類

8 ポータルサイト掲載までの流れ・手続き

(1) 受理 応募内容については、本市が2及び3の条件を満たしていることを確認のうえ提出書類を受理する。ただし、返礼品提供事業者及び返礼品の要件を満たしていない場合や提出書類に不備がある場合、提出書類は不受理とする。

(2) 総務省による確認結果の通知 総務省による平成31年総務省告示第179号第5条(以下「地場産品基準」という。)への適合性の確認の結果、適合性が認められた際には、郵送にてその旨を通知する。ただし、地場産品基準への適合が認められた場合においても、再度、総務省による確認により地場産品基準に適合しないと判断された場合は、改めてその旨を通知するとともに当該商品の採用を取り消しする。

(3) ポータルサイト掲載 返礼品として採用された商品は、本市が契約するポータルサイトに掲載する。

9 返礼品の登録取り消しについて

次の場合は、ポータルサイトへの掲載を中止又は本市の返礼品としての取扱を取り消す。

(1) 返礼品提供事業者が本市に掲載中止又は取扱い中止を申し出たとき。

- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が2及び3に規定する事項を満たさなくなったとき又は満たしていないことが判明したとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱い、解釈の変更等により返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- (4) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (5) 他社が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて、当該他社の同意が得られなくなったとき。
- (6) 応募内容に虚偽があったとき、又は意図的に事実を隠して応募をしたとき。
- (7) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (8) 返礼品の品質について寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様の苦情が度重なるとき。
- (9) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

1 0 個人情報取り扱いに関する特記事項

- (1) 返礼品提供事業者は業務を遂行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 上記について、本市から関係書類の提出を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

1 1 優先的に取り扱う返礼品について

次の返礼品については、本市の各種広報にて優先的に取り扱う場合がある。

- (1) 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント、物品に関するもの
- (2) 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- (3) 本市の施策に関係性があるもの

1 2 その他留意事項

- (1) 寄附者が相模原市民である場合、返礼品の送付はできない。
- (2) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合には、真摯に対応し解決に努め、その内容について本市の委託事業者へ必ず報告すること。

- (3) 令和5年度までに返礼品として登録されているものについては、引き続き返礼品として取り扱うものとする。返礼品登録の取り消しについては、「8 返礼品の登録取り消しについて」の規定を適用するものとする。
- (4) 本市が返礼品に対する検品等により関係法令や「3 返礼品の要件」に規定する事項を満たしていないと判断した場合には、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は損害賠償の請求に係る事項に関し、本市と協議すること。
- (5) 返礼品提供事業者は、各々のホームページにおいて、本市が利用するポータルサイトのバナー広告及びリンクを掲載するとともに、市外で返礼品提供事業者が参加するイベント時などにおいて寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のPRに努めること。ただし、「お得」、「コストパフォーマンスが良い」など、返礼品の適切な選択を阻害するような表現はしないこと。
- (6) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとする。

1.3 お問い合わせ先

相模原市役所 市長公室 シティプロモーション戦略課 ふるさと納税担当

〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号

TEL:042-707-7045/FAX:042-753-7831

Email: kifu@city.sagamihara.kanagawa.jp

(別表) 送料補償一覧

寄附金額		送料補償
寄附金額が5,000円以上10,000円未満	件	¥500円
寄附金額が10,000円以上20,000円未満	件	¥1,000円
寄附金額20,000円以上	件	¥2,000円

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。